最終更新日：2018年9月28日

株式会社寿屋
代表取締役社長 清水　一行
問合せ先：総務部　042-522-9810
証券コード：7809
https://www.kotobukiya.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業価値向上のため、株主、取引先、従業員及び地域社会などあらゆる利害関係者に対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけて考えており、社会的責任を果たすことが、長期的な業績向上や持続的成長といった目的に整合すると考えております。
そして、コーポレート・ガバナンスを適切に機能させ、公正性と透明性の高い事業活動を行うことで、社会的責任を果たすことが出来るものと考えております。
　当社では、事業活動の適法性、適切性を確保するための経営の監督・監視機能の必要性を十分に認識しており、取締役会の経営監視機能の活性化、モニタリング機能の強化、コンプライアンス体制の強化及び情報開示の徹底に取り組み、監査等委員会設置会社のもと、取締役会の審議の一層の充実及び経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
清水　一行	426,600	15.64
株式会社立飛ホールディングス	300,000	11.00
清水　浩代	207,000	7.59
壽屋社員持株会	137,400	5.04
多摩信用金庫	120,000	4.40
西武信用金庫	120,000	4.40
株式会社三井住友銀行	60,000	2.20
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	60,000	2.20
株式会社山梨中央銀行	60,000	2.20
株式会社商工組合中央金庫	60,000	2.20

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	その他製品

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村山　正道	他の会社の出身者							○	○			
堀田　尚彦	他の会社の出身者											
佐々木　孝	他の会社の出身者											
宗田　勝	税理士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

村山　正道		○	現在、同氏は㈱立飛ホールディングスの業務執行者(代表取締役)であり、当社は同社との間に5,520千円(平成28年6月期)及び10,045千円(平成29年6月期)の販売取引がありますが、取引金額が僅少であることから、同社は当社の主要な取引先には該当しないと判断しております。 また、㈱立飛ホールディングスは、現在、当社の株式を300,000株所有し当社株式の議決権を11.0%所有しており、当社の主要株主に該当します。 以上を鑑み、取引の規模、内容に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	長年にわたる代表取締役としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営を監督していただくとともに当社の経営全般に助言をいただくために当社の社外取締役に就任しております。 また、同氏が代表取締役を務めている㈱立飛ホールディングスと当社との取引は取引金額が僅少であることから、同社は当社の主要な取引先には該当しないと判断しております。 以上を鑑み、取引の規模、内容に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
堀田　尚彦	○	○	同氏と当社との間には、特に取引が存在するわけではなく、当社株式も所有していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	長年に亘る総合小売店の総責任者であった知見、経験を踏まえ、当社の業界にも精通しており、常勤監査役として適切に取締役等の監督ができるものと判断し当社常勤監査役に就任しております。同氏とは、特に当社との取引はなく、当社株式も所有していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
佐々木　孝	○	○	同氏と当社との間には、特に取引はなく、当社株式を600株所有しておりますが議決権比率は僅少であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	個人事業家としての知見、経験を踏まえ、当社において社外監査役として中立且つ客観的な観点から監査意見を表明していただけるものと思われたため適任であると判断し当社社外監査役に就任しております。同氏は、特に当社との取引はなく、当社株式所有の議決権比率は僅少であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
宗田　勝	○	○	同氏は、平成7年11月から平成24年3月まで当社税務顧問である㈱日本パートナー会計事務所に所属しておりました。現在は退職しております。ただし、当社と㈱日本パートナー会計事務所の間には年間約2,700千円程度の顧問報酬取引がありますが、僅少であると判断しております。 また、同氏は、現在、㈱M&Kフェイスフルオフィスの代表取締役であり、同社と当社との間には、平成26年6月～平成27年7月に年間1,200千円の税務コンサルティング報酬を支払っておりますが、僅少であると判断しております。 なお、㈱M&Kフェイスフルオフィスは、現在、当社の株式の議決権を0.22%所有しておりますが、持株比率は僅少であります。 以上を鑑み、取引の規模、内容に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	同氏は、税理士資格を有し、㈱日本パートナー会計事務所に約16年在籍後、現在は宗田税理士事務所の代表者であり、財務･会計に関して相当程度の知見を有しており、当社社外監査役として適任と判断し、当社社外監査役に就任しております。 ㈱日本パートナー会計事務所は当社の税務顧問ではありますが、同氏は同社を退社後一定期間が経過し、且つ現在は同社との関係もありません。 また、同氏は、現在、㈱M&Kフェイスフルオフィスの代表取締役であり、同社と当社との間には、税務コンサルティング報酬を支払っておりましたが、現在は取引はなく、僅少であると判断しております。 なお、㈱M&Kフェイスフルオフィスは、現在、当社の株式の議決権を0.22%所有しておりますが、持株比率は僅少であります。以上を鑑み、取引の規模、内容に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、内部監査担当との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当より監査計画と監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて、随時、情報交換や意見交換を実施して、緊密な連携を図っております。
また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況について内部統制部門あるいは関連部門から定期的または個別に報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、長期的貢献の促進を図ることを目的として新株予約権を無償で付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識やグループの一体感を高めることを目的として、付与対象者を当社の取締役及び従業員としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

総会決議の範囲内で業績や貢献度に応じて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会の開催に際して、総務部がサポートを行い社外取締役へ事前に資料を配布し内容の説明を行っています。また、監査等委員に対して、会計監査人および内部監査担当者から監査の実施状況等について定期的に報告をしています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社は、経営の監督機能強化及び健全化を図ることを目的に、現状のガバナンス体制を採用しております。
当社では、株主総会、取締役会のほか監査等委員会、会計監査人を設置しております。
取締役会は、9名（内4名、社外取締役）で構成され、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な事項の決定及び取締役の職務の執行を監督しております。また、監査等委員は取締役の業務執行状況の監査を行っております。
監査等委員会は、3名（内3名、社外監査等委員）で構成され、毎月1回定例監査等委員会を開催し、監査計画の策定及び監査実施結果の報告を行っております。また、問題点の改善方法等について、協議を行い、認識を共有しております。
内部監査については、独立した内部監査室は設けていないものの、内部監査担当者2名が年間の内部監査実施計画に沿って、職務の執行が法令及び定款に適合することの確保を目的とした内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。また、適宜会計監査人及び監査等委員と協議を行っており、監査効率の向上を図っております。
その他、コンプライアンス管理体制の構築及び強化を目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社においては、独立性を保持し、会計等の専門知識を有する複数の社外取締役を含む監査等委員（監査等委員会）が会計監査人、内部監査担当者との積極的な連携を通じて行う「監査」と、独立性を保持し、高度な経営に対する経験・見識等を有する独立社外取締役を含む取締役会による業務執行の監督とが協働し、ガバナンスの有効性を図っております。
当社の上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも十分な検討時間が確保できるように株主総会招集通知を発送するべく早期発送の対応を図っていきたいと考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると予想される日を避けて、株主総会の開催日を設定することを留意していきたい。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題であると考えております。
その他	当社ホームページ上に株主総会招集通知を発送日に公開しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	IRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の年2回、アナリスト及び機関投資家に向けての説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、株主属性や事業展開を考慮して検討すべき課題であると考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部をIRに関する担当部署とし、担当者を置いております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を制定し、全役員及び全従業員に対して、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた事業活動を推進していくことを周知徹底しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、取引様等すべてのステークホルダーに対して、適時に正確な情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。また、この責務を果たすため、当社ホームページ等を利用し、迅速かつ正確な会社情報の開示を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1） 行動規範の周知徹底を継続して行うと共に、リスク･コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程および行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築します。
（2） 代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、総務部をコンプライアンス担当事務局とするとともに、各部門にコンプライアンス責任者または、コンプライアンス担当者を配置します。
（3） 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。
（4） 「公益通報者保護規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1） 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとします。

3．損失の危険（以下「リスク」といいます。）の管理に関する規程その他の体制
（1） 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく組織的な対応を行います。
（2） リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 毎月1回取締役会を開催し、全取締役が出席し重要事項の決定並びに審議･意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督します。
（2） 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定します。経営計画を達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底します。

5．監査等委員会の職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1） 監査等委員会から職務を補助すべき従業員をおくことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）について、検討することとします。
（2） 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属します。また、従業員の人事異動および考課については、事前に常勤監査等委員に報告を行い、同意を得ることとします。

6．取締役および従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
（1） 取締役および従業員が、法令、定款、行動規範その他の社内規程への違反を知った場合、行動規範に従い、監査等委員会に報告します。
（2） 取締役は、担当部門の業務執行状況について、定期的に監査等委員会に報告します。

7．上記6.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
（1） 上記6.の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを「公益通報者保護規程」にて定め、周知徹底します。

8．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（1） 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行います。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1） 代表取締役社長と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととします。
（2） 「内部監査規程」において、内部監査担当は監査等委員会との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図ることとします。
（3） 監査等委員会は、会計監査人との間で適宜意見交換を行い、監査等委員会の監査の実効性確保を図ります。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
（1） 金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備･運用します。

11．反社会的勢力を排除するための体制
（1） 当社は、「倫理綱領」に「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体とは、一切関係を持ちません。」と定めており、反社会的勢力との関係遮断に取組みます。
（2） 総務部は警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「倫理綱領」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断の徹底を図っております。また反社会的勢力からの接触があった場合は総務部が対応し、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し適切に処理する体制をとっております。
当社及びその特別利害関係者、取引先等が反社会的勢力と関わりがないことを確保するために当社は、以下の反社会的勢力の排除体制を整備

しております。
①反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は「倫理綱領」を制定し、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明示し役員、社員の行動指針とするとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し取引先等に対する反社会的勢力チェックを行っております。
②反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から（公財）暴力団追放運動推進都民センターに加入し、情報の提供や、具体的な対応策等の助言・指導を受ける体制としております。
③取引先等について、反社会的勢力との関係に関しての調査をインターネット等を利用して実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

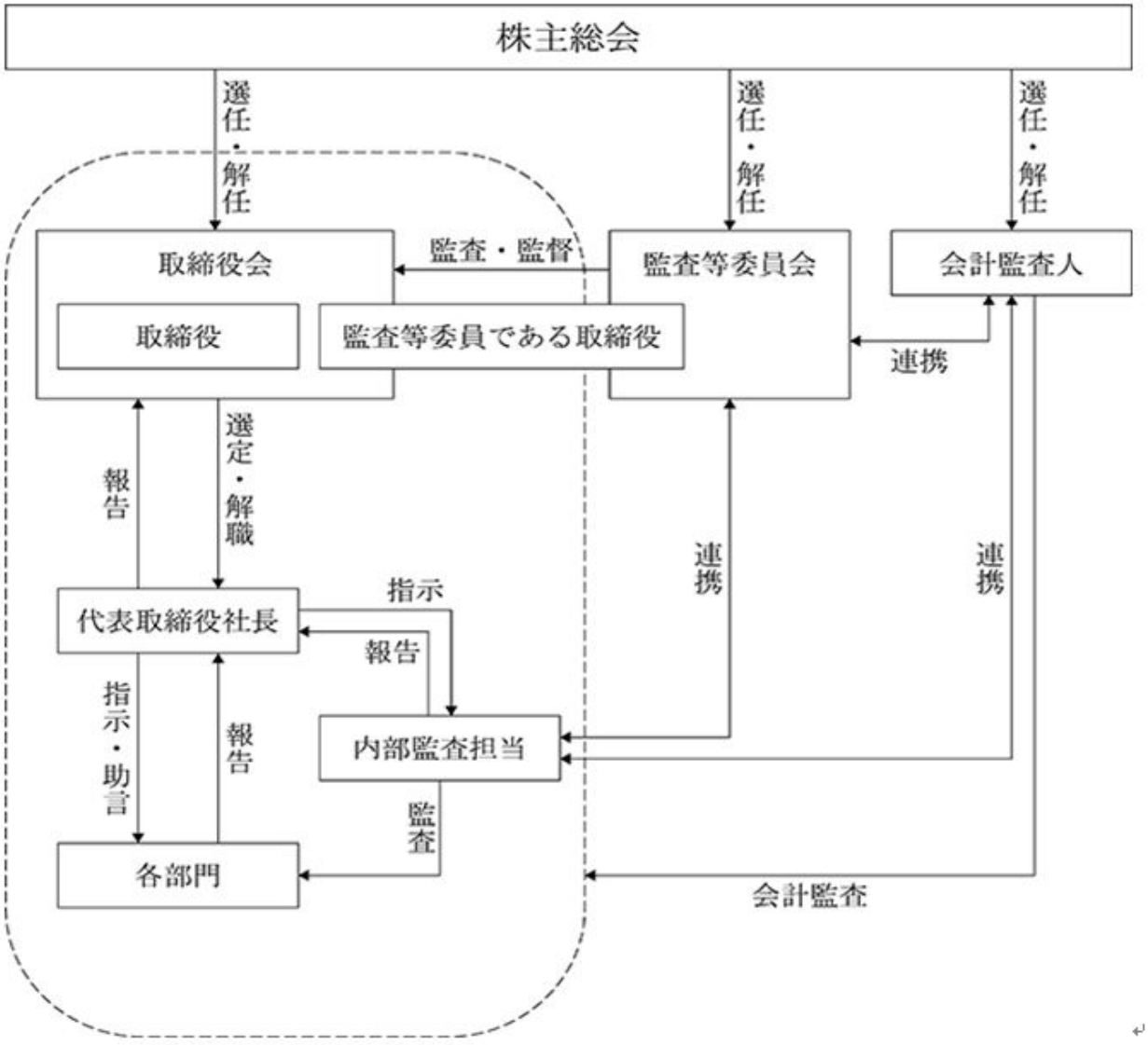

【適時開示体制の概要（模式図）】

(1) 当社に係る決定事実・決算に関する情報等

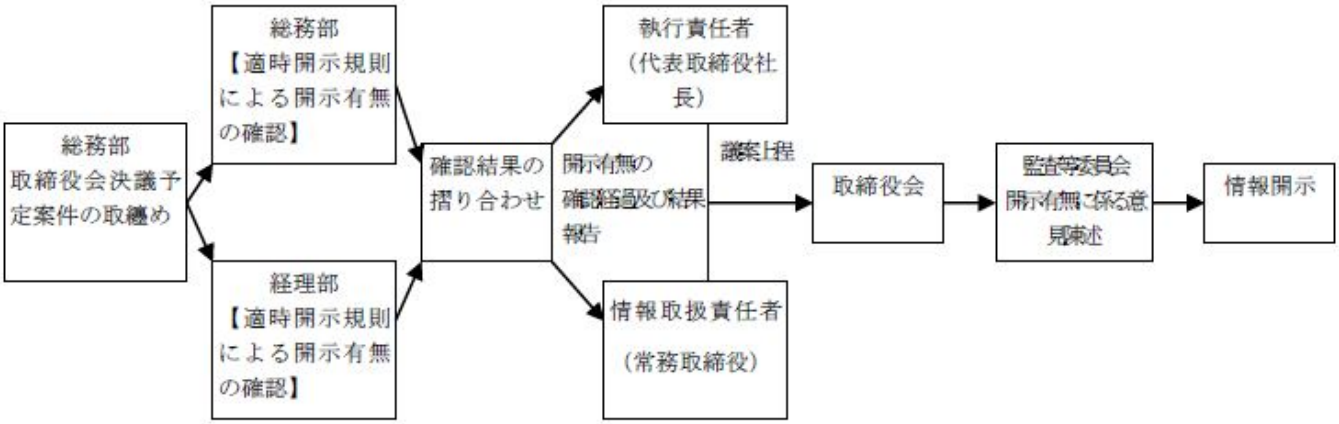

(2) 当社に係る発生事実に関する情報等

